

東日本大震災により生じた災害がれきの今後の広域処理の方針について

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）での「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」を実施しない旨の回答が環境省よりあったため、青岸清掃センターでの焼却は不可となり、実質上、本市における災害がれきの受入れは出来ない。また、同日発表の「災害廃棄物の処理工程表の策定」により広域処理の必要は無くなった。

1 経緯

昨日（8/8 水）、関西広域連合※¹及び大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）※²より、環境省から『「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」を実施しない旨』の回答があったと連絡が来る。

- ※1【別添1】関西広域連合長宛（平成24年8月7日付）
「東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針について（回答）」
- ※2【別添2】大阪湾広域臨海環境整備センター理事長宛（平成24年8月7日付）
「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価について（回答）」

2 内容

国では8/7(火)に開催された、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」※³が了承された。その行程の中で、今後の広域処理の方針としては、『岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行う。』とされたため、フェニックスにおける個別評価は実施しないことが決まった。

また、その行程表の策定により、同日8/7付けで各都道府県知事宛に今後の広域処理の方針とあわせ、謝意の通知※⁴が送付された。

- ※3【別添3】東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（概要）
- ※4【別添4】和歌山県知事宛（平成24年8月7日付）
「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定について」

3 結果

上記の経緯より、最大の懸念事項であった災害がれきを焼却した際に発生する焼却灰をフェニックスにおいて埋めることができなくなったため、青岸清掃センターでの焼却は不可となり、実質上、本市における災害がれきの受入れは出来なくなった。また、国からの今後の広域処理の方針により、新たな受入先の調整は行わないため、本市の広域処理の必要は無くなった。

※なお、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ではあるが、本市では自前の最終処分場を持ち合わせていないため、受入れは不可能。また、関西広域連合では木くずや可燃物を受入れの対象としており、不燃物の受入れについては検討していない。（関西広域連合からフェニックスに対しても要請していない。）

環廃対第 120807001 号

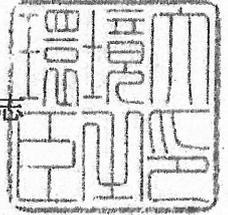
平成 24 年 8 月 7 日

関西広域連合長

井戸 敏三 殿

環境大臣

細野 豪志



東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針について（回答）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

平成 24 年 7 月 27 日付けで当職あて照会のありました、東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針につきましては、本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合において了承されました「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」（別添参照）において明らかにしたところです。この工程表は、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめたものであり、今後、この工程表に定める目標達成に向けて、毎月の進捗管理を行い、その結果に応じて、必要な施策を講じてまいります。

この中で、可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行うこととしました。また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、単純焼却ではない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して、調整を行うこととしました。

なお、これらの方針を踏まえて、平成 24 年 7 月 25 日付けで大阪湾広域臨海環境センター理事長より当職あて依頼がありました「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」については、実施しない旨を本日付で回答したところです。

環廃対第 120807001 号

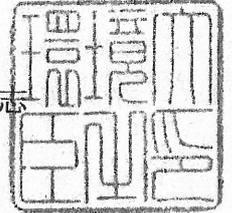
平成 24 年 8 月 7 日

大阪湾広域臨海環境整備センター

理事長 吉本 知之 殿

環境大臣

細野 豪志



災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価について（回答）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合では、平成 26 年 3 月末の目標期間内での災害廃棄物処理を確実なものとしていくため、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定・報告し、了承されました（別添参照）。この工程表においては、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめ、災害廃棄物処理の全体計画を明らかにしたところです。今後、この工程表に定める目標達成に向けて、毎月の進捗管理を行い、その結果に応じて、必要な施策を講じてまいります。

この中で、可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行うこととしました。また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、単純焼却ではない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して調整を行うこととしました。

従いまして、平成 24 年 7 月 25 日付けで当職あて依頼のありました「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」を行わないこととさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(概要)

災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための工程表

東日本大震災に伴う災害廃棄物及び津波堆積物全体の処理状況

○被災地域全体の処理状況(7月末現在)

災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物							津波堆積物						
	都道府県数	市町村数	推計量(万t)	処理済市町村		処理・処分		都道府県数	市町村数	推計量(万t)	処理済市町村		処理・処分	
				数	割合(%)	量(万t)	割合(%)				数	割合(%)	量(万t)	割合(%)
3,120	13	241	2,162	119	49	598	28	6	35	959	3	9	43	5

○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理・処分		推計量(万t)	処理・処分		
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)	
岩手県	525	395	74	19	130	0	0	79
宮城県	1,873	1,200	306	25	672	41	6	128
福島県	367	216	27	12	151	1	1	23
合計	2,765	1,811	407	22	954	42	4	230

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

広域処理の調整状況と今後の方針

○広域処理必要量(7月末現在)(単位:万t)

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	17	12	5	8	42
宮城県	39	40	48	0	127
合計	56	52	53	8	169

※岩手県については10万t、宮城県については27万tが既に調整済み(既の実施済み又は実施中の広域処理(7月末現在、1都7県29件)による処理済み量又は処理見込み量)

○広域処理の調整状況と今後の方針

広域処理の調整方針	
岩手県	・可燃物・木くず(約24万t): 受入を具体的に調整中※1 ・不燃混合物: 当面県内の再生利用等を調整 ・漁具・漁網(約8万t): 新たな受入先も含め要調整
宮城県	・可燃物(約28万t): 受入を具体的に調整中※2 ・木くず(約29万t): 再生利用に限定し近県で調整 ・不燃混合物(約43万t): 新たな受入先も含め要調整
要調整量	約32万トン
要調整量	約100万トン

※1: 青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府との調整
※2: 山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県(北九州市)、受入実績のある自治体との調整

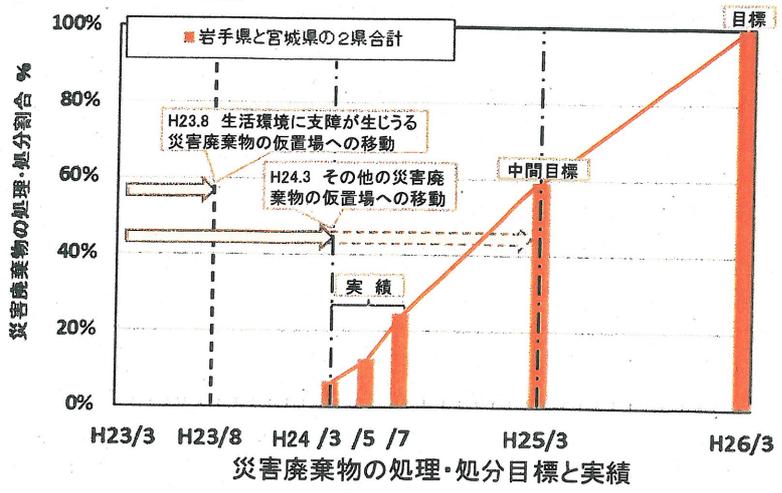
災害廃棄物の処理の工程表・目標

○処理・処分の目標

- 従来目標: 平成25年度末に完了。
- 岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末)を設定。
- 災害廃棄物全体の中間目標は約6割。

○進捗管理

- 処理の進捗状況を毎月確認。
- 結果に応じて必要な施策を講じることににより、確実な目標達成を図る。

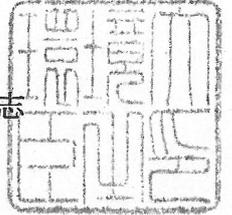


災害廃棄物の処理・処分目標と実績

環廃対発第 120807002 号
平成 24 年 8 月 7 日

和歌山県知事
仁坂 吉伸 殿

環境大臣
細野 豪志



東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

災害廃棄物の処理については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、平成 26 年 3 月末までに処理・処分を完了させることを目標に推進してきました。本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合では、目標期間内での災害廃棄物処理を確実なものとしていくため、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定・報告し、了承されました（別添参照）。これは、平成 23 年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づく「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」であり、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」を改訂したものです。この処理工程表においては、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめ、災害廃棄物処理の全体像を明らかにしたところであり、引き続き、災害廃棄物の処理を推進していきます。

この中で、可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行うこととしました。また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、単純焼却ではない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して調整を行うこととしました。これまでの間、内閣総理大臣及び環境大臣からの広域的な協力の要請に対し、真摯に御検討いただいた全ての自治体のおかげであり、そのことに対し、心より感謝いたします。



また、岩手県の漁具・漁網、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ですが全体の見通しが立っていない状況ですので、具体的に検討いただける受入先があれば、特段の御協力をお願いします。